

名古屋市地域防災計画

— 原子力災害対策計画編 —

＜令和 6 年 6 月・修正案＞

名古屋市防災会議

原子力災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
第 1 章 災害応急対策計画：原子力				
72	29	第 2 節 初動活動体制 第 1 防災活動体制及び配備種別 1 防災活動体制	第 2 節 初動活動体制 第 1 防災活動体制及び配備種別 1 防災活動体制	所属名変更
	30	平常勤務時における伝達系統図 (表中) 防 災 危 機 管 理 局 危 機 対 策 室 夜間・休日時における伝達系統図 (表中) (追加) ↑ 防 災 危 機 管 理 局 危 機 対 策 室 長 ↑ 防 災 危 機 管 理 局 危 機 対 策 室 危 機 対 策 係 長	平常勤務時における伝達系統図 (表中) 防 災 危 機 管 理 局 危 機 対 策 課 夜間・休日時における伝達系統図 (表中) 防 災 危 機 管 理 局 担当部長 (危機対策・危機管理) ↑ 防 災 危 機 管 理 局 危 機 対 策 課 長 ↑ 防 災 危 機 管 理 局 危 機 対 策 課 課長補佐 (危機対策)	
	31	第 2 (略) 第 3 応援要請 (職員の派遣要請) 1～4 (略) 5 応援要請の方法 (1) (略) (2) <u>総括部</u> は、関係法令に定める応援要請の手続き方法に基づき、所管部を通じて他の地方公共団体等へ	第 2 (略) 第 3 応援要請 (職員の派遣要請) 1～4 (略) 5 応援要請の方法 (1) (略) (2) <u>本部室事務局</u> は、関係法令に定める応援要請の手続き方法に基づき、所管部を通じて他の地方公共団	防災活動体制の見直しに伴う修正

原子力災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	32	の応援要請を行うとともに、関係部・区本部に対し、応援職員の宿泊施設の確保等受け入れ準備を伝達・指示する。 第4 受援班の設置 1 災害対策本部に<u>総括部</u>、庶務部を始め、人的支援を受援する部にて組織する受援班を設置する。	体等への応援要請を行うとともに、関係部・区本部に対し、応援職員の宿泊施設の確保等受け入れ準備を伝達・指示する。 第4 受援班の設置 1 災害対策本部に<u>本部室事務局</u>、庶務部を始め、人的支援を受援する部にて組織する受援班を設置する。	防災活動体制の見直しに伴う修正
第2章 災害復旧計画：原子力				
73	51	第1節 災害復旧（放射性物質災害、原子力災害）	第1節 災害復旧（放射性物質災害、原子力災害）	災害復旧向け融資制度見直しに伴う修正
	52	第1～第5（略） 第6 被災中小企業に対する支援 原子力による直接被害や風評被害により影響を受けた中小企業等<u>への資金繰り</u>を支援するため、市は、国<u>及び県</u>と連携し、必要に応じ、「<u>小規模企業等振興資金</u>」等の融資制度により、事業復旧に要する資金を融資することとし、中小企業の実情に応じた<u>対応</u>を行うこととする。	第1～第5（略） 第6 被災中小企業に対する支援 原子力による直接被害や風評被害により影響を受けた中小企業等<u>（削除）</u>を支援するため、市は、国、<u>県及び関係機関</u>と連携するとともに、必要に応じ、「<u>経営安定資金</u>」等の融資制度の<u>実施により</u>、中小企業の実情に応じた<u>資金繰り支援</u>を行うこととする。	